

広瀬川

仙台中央法律事務所ニュース (高橋樹石氏書)

発行

仙台中央法律事務所

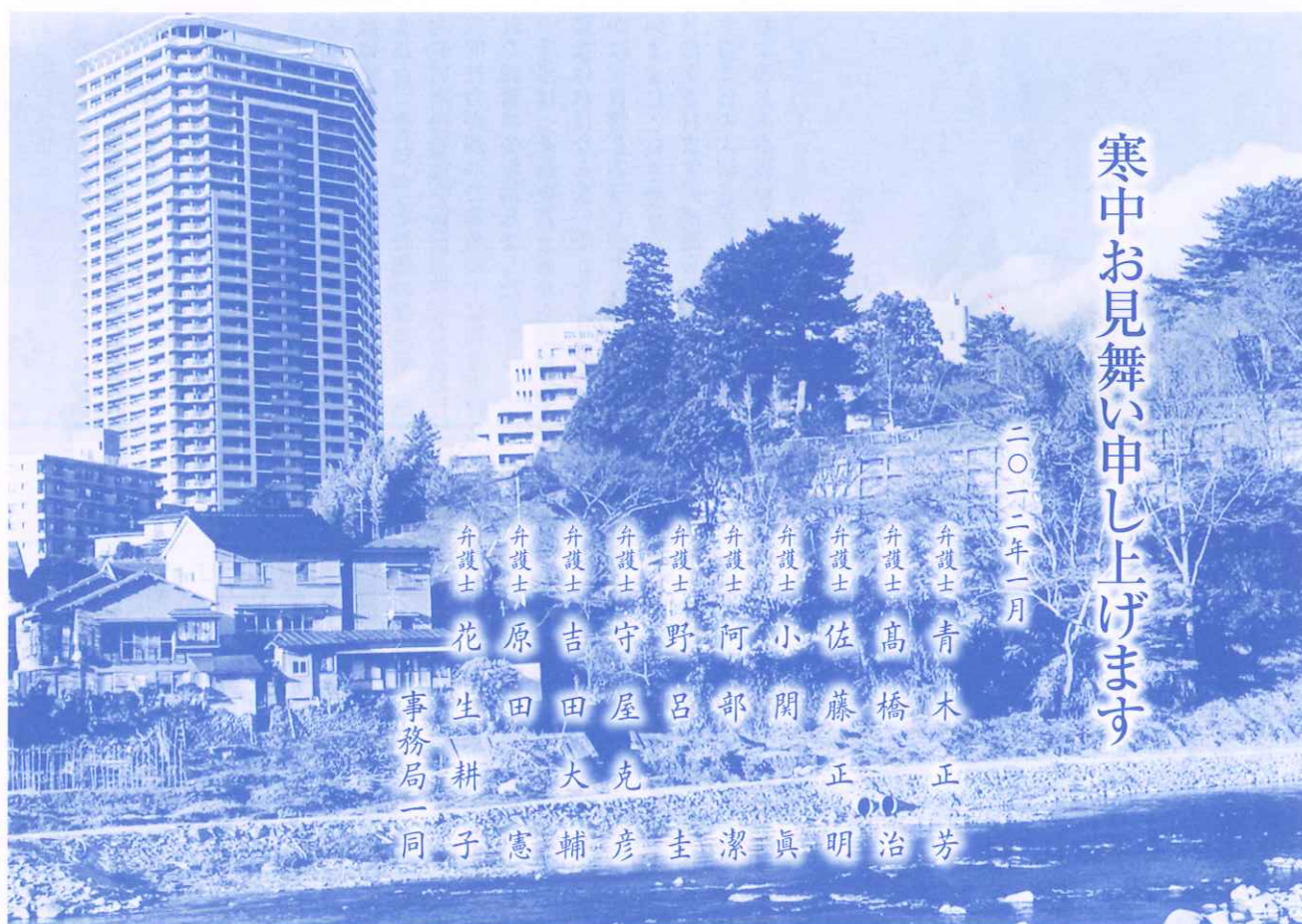
〒980-0803

仙台市青葉区国分町一丁目3番20号
肴町ビル2階

電話 (022) 227-2291(代)

FAX (022) 227-2294

<http://www.s-chuho.com/>



寒中お見舞い申し上げます

二〇一二年一月

弁護士 青木 正 芳
弁護士 高橋 正 治
弁護士 佐藤 正 明
弁護士 小 関 一
弁護士 阿 部 潔 真
弁護士 野 呂 主
弁護士 守 屋 克 彦
弁護士 吉 田 大 輔
弁護士 原 田 憲
弁護士 花 生 耕 子
事務局 一同

「澱橋下流付近 広瀬町」

かじか

昨年は、大震災と原発事故に触れずには語ることができない。この未曾有の災害に際して、二つの文章が思い起こされた▼一つは、鴨長明『方丈記』である。「また、同じころかとよ、おびた、しく大地震あること侍りき。そのさま、よのつねならず、山はくづれて河を埋み、海は傾きて陸地をひたせり。」と、一一八五年の地震の記述がある。八〇〇余年を経ても、我々は自然の力の前にはなんと無力なことか▼もう一つは水上勉『若狭日記』である。「焚松をたいて、磯を歩いて(蛸を)収穫する子はいなくなった。若狭の磯は、原子力発電の林立するおかげで、もう飢えた少年もいなくなったのである。」貧しかった故郷が裕福な土地柄になるが、それは原発が一一基も林立することの代償としてであった▼二〇数年前の文章だが、水上はこうも書いている。「原発操作にだけは、まちがいはあってはならない、とわれわれはいつも思いくらすのである。まちがいの多い人間の多い世界なるがゆえに……。なんと、この完全に矛盾した、原発安全信仰というのは何だろう。絶対安全、そんなものがほんとうに過去のこの世にあったことがあるか。」

暖かい春を 迎えるために

弁護士 青木 正芳

昨年は、三月の震災以降、しばらく「体内時計」が停った状態で経過し、「天災は忘れてはいけない」という思いと「人災は厳しく立ち向かわなければならぬ」という思いを強くして越年しました。春を迎えるに際し、「子ども達の未来が危い」、「平和日本の未来が危い」という認識を強くしております。

唯一の被爆国が原発事故で世界に放射能を撒き散らす危険を生じさせながら、原発を輸出しようとしていたり、憲法九条で戦争放棄を世界に宣言しているながら武器輸出三原則を改悪して武器製造・輸出に大きく踏み出そうとしている。

今年は、大切な年です。子どもたちの幸せな未来のためにも、そして、皆さんの日常の悩みの法的解決のためにも、後悔しない生き方、親身になり後悔させない仕事の仕方をしようと思っております。力を合せましょう。

見えなかったもの、 見えたもの

弁護士 佐藤 正明

昨年三月一日の大地震、それに続く大津波は、人間を含めた生きるものの根底にある自然というものを目の前に示しました。そして、その後の福島第一原子力発電所の破壊と放射能による被災は、人間社会が誤った基盤の上に作り上げられた虚構の姿を示しました。

今年は、それを真正面から見据えていかなければならない年となりました。いかに、日常というものの大切さが見えないままにこれまで生活してきたものか、気付かされます。感謝をもって、共に生きることの大切さが見えてきます。今年もよろしく願います。

死刑廃止をめざして

弁護士 阿部 潔

昨年は、一九九〇年に死刑執行がゼロの年になりました。日弁連は昨年の人権大会において「死刑廃止に向けて全社会的議論を呼びかける宣言」を採択し、今般「死刑廃止検討委員会」を発足させました。私も委員の一人として活動しています。

重大犯罪の被害者の方の無念、遺族の怒りと悲しみは言い尽くせないでしょう。しかし「人を殺してはいけない」とは、どんな人に対しても言われるべきことだと思いますし、誤判のおそれが否定できない以上、死刑は廃止されるべきだと思います。これは国際的潮流でもあります。大震災と原発事故の年を受けて、改めて命の大切さを考えていきたいと思います。

新年のご挨拶

弁護士 吉田 大輔

昨年は格別の御厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

千年に一度といわれる東日本大震災、また、作られた安全神話による人災ともいふべき東京電力福島第一原子力発電所事故は、今なお私たち市民の生活に多大な影響を与え続けております。被災者、被害者本位の生活の回復がなされるために、弁護士が果たすべき役割も大きい日々感じております。

今年は辰年であり、私も幾度目かの年男です。私自身、今年一年を昇り龍がことき飛躍の年にできればと思いますとともに、皆様にとりまして実り多き一年となればと思う次第です。

今、思うこと

弁護士 原田 憲

昨年は、震災を契機にして、平穏な日常が一変し、信頼していた社会の基盤があまりに脆弱であったことを思い知らされました。

震災により、多くが失われましたが、原子力政策の過ちにより、美しい東北の故郷は奪われ、国民の生命身体への安全は危険に晒されました。

被災者が希望を持てるような復興が遅々として進まない現状で、個人の基本的な人権が真に尊重される社会の実現に向けて、将来の世代に責任を持つ市民としての役割が求められているのだと思います。

本年は、仙台市民オンブズマンの活動や各種事件に皆様の期待にそえるよう益々励んで参ります。本年も宜しく願ひ申し上げます。

より良い一年とするために

弁護士 花生 耕子

一昨年の一二月に弁護士登録をし、昨年の一月から弁護士として働き始めて、もう一年が経ちました。

この一年は、大震災に遭い被災地での出張相談に参加したり、「劇団あおば」として給費制ディベート劇の出張公演など、事務所外での活動が多い一年でした。

今年は、外での活動だけではなく、事件と向き合う時間を増やし、弁護士としての力をつけることに重点を置いた一年にしたいと思っております。

今年もご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

事務局よりご挨拶

大震災で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

震災後の相談・依頼の中には、震災に便乗した不当解雇問題などがあり、震災の爪痕がなお大きいことを実感しました。

震災・原発問題対応など、事務所としての役割を果たせるよう、しっかりと弁護士業務を支えていきたいと思います。

2012年 春 迎

所員からの

メッセージ



いよいよ再審申立て

弁護士 小関 眞

昨年は大震災だけで一年がくれました。ところで、延び延びになっていた北陵クリニック事件の再審申立てをする事になりました。この事件は、北陵クリニックに准看護師として勤務していた守大助さんが、患者に筋弛緩剤を投与して、一人を死亡させ、四人を殺そうとしたというものです。守さんは、二〇〇一年一月に逮捕・起訴され、その後、二〇〇八年に最高裁で上告が棄却されて、無期懲役が確定した事件です。しかし、発生当時から、果たして犯罪があったかどうかについて多くの問題があり、特に、患者の血液等の鑑定資料から筋弛緩剤が検出されたとする大阪科学捜査研究所の鑑定書の信用性が問題でした。弁護団は、「この鑑定書が誤っており、鑑定資料から筋弛緩剤が検出されたとは言えない。」とする専門家の鑑定書を新証拠として再審申し立てまでようやくこぎ着けました。再審の扉を開くことは簡単ではありません。本件の場合も同じです。是非、皆様のご支援をお願いいたします。

力が欲しい

弁護士 守屋 克彦

昨年三月の震災当日、勤務先の大学から車で自宅に帰る途中、停電で信号が機能しなくなった中で、多くの車が譲り合い、辛抱強く渋滞を乗り越えていく様子を見て、この国の市民の民度の高さに感心した。ドナルド・キーンやジェーン・バーキンなど外国の文化人が、震災に直面した日本人の国民性を賞賛しているのも宜なるかなと思います。

しかし、民度の高さが、政治・経済のあり方に反映していないのも、この国の特色でしょう。首相が五人も一年足らずで辞めるような政治、権益に固執する官僚、社会的な責任に無関心な企業が、市民の英知や節度に応えて未来に展望を与える日が来ないものではないでしょうか。嘆きを力に変えたいと思います。



仙台市民オンブズマン

東北文化学園大住民訴訟

勝利解決!!

弁護士 野 呂 圭

たが、最高裁係属後に監査法人側との協議を経て、監査法人側が仙台市に四億円を支払うことで合意し、訴訟が終了しました。

大学設置認可は国や自治体からの補助金のほか、学生・職員等の多数の利害関係人に影響を及ぼすものであり、それ故に高度の専門性を有する公認会計士の監査が求められています。本住民訴訟を通じて、この点が確認された意義は大きいと言えます。

仙台市には、四億円を被災者の直接的な復旧復興支援策に充て、くれぐれも無駄な公共事業に充てることのないよう希望します。

この住民訴訟は、学校法人東北文化学園が大学設置認可申請をした際に、虚偽の財産目録を作成提出して違法に大学設置認可を取得した上で、仙台市から八億一〇〇〇万円の補助金交付を受けたという事案において、このような違法な補助金支出は東北文化学園の財産目録を監査した公認会計士の任務懈怠にも原因があるとして、当該公認会計士及び監査法人に対して同額の賠償を求めるよう請求した訴訟でした。

一審（仙台地裁）、二審（仙台高裁）とも全面勝訴し、監査法人側の上告により最高裁に係属していまし

普天間基地問題

～弁護士有志の意見書を提出～

弁護士 野呂 圭

民主党政権は普天間基地の辺野古移設を強行しようとしており、昨年末には沖縄県民の声を無視して環境影響評価の評価書を提出しました。

この問題に関し、二〇一一年二月二日、仙台弁護士会有志四六名は「普天間基地の即時撤去を求め、辺野古への新基地建設に反対する意

茶のしずく石鹸

被害対策仙台弁護士団発足

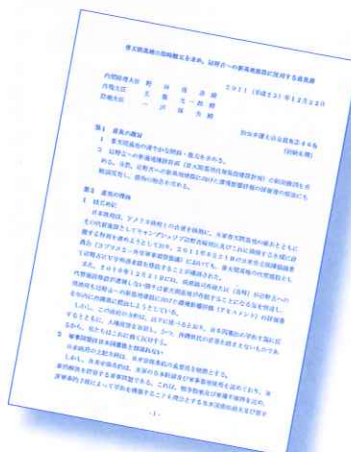
弁護士 野呂 圭

アレルギーを発症するというもので、全身蕁麻疹、呼吸困難、意識混濁になったという症例もあります。

仙台では昨年八月に被害対策弁護士団を立ち上げ、現在悠香等に対する損害賠償請求提訴に向けて準備検討をしています。

お問い合わせは、当事務所（野呂、花生）宛にお願い致します。

見書」を野田総理大臣、玄葉外務大臣、二川防衛大臣宛に提出しました。意見書は、仙台中央法律事務所ホームページに掲載してあります。



運送会社による 会社不当解散・解雇を許さない!

弁護士 阿部 潔

東日本大震災後間もない二〇一一年三月三十一日、岩沼市所在の運送会社A社は、従業員全員に対して、突然会社解散及び解雇の通告をしました。

その理由は、震災被害のため等とのことですが、A社の震災による被害はわずかなものである上、震災直後には取引先からも仕事の依頼があったにもかかわらず、これを自社員ではなく他社に外注に出して「仕事がない」としていることもあり、解散は震災を口実とした経営放棄にほかならない不当なものです。さらに、A社は同族経営でありますし、震災後もなお多額の利益準備金を有しており、債務超過ではありません。A社の経営者一族は、雇用責任を放棄し、自らの財産だけを守ろうとしているようにうかがわれ、企業としての、また企業経営者としての社会的責任を放棄するものと言わざるを得ません。

ところで、A社においては、過去に給料からの不当な天引き問題が発生し、この問題や労働条件の一方的切り下げ等を契機に、二〇一〇年に労働組合が結成され、団体交渉が行われていました。組合は諸々の成果をあげ不当に天引きされた額の返還を求めて裁判をしている組合員もいます。本件解散は、震災を口実とした組合嫌悪のあらわれとも考えられるのです。

組合員は、解雇後も団結し、A社に対して雇用契約存在確認を求める訴え、またA社の経営陣に対して、会社を不当解散させた責任を追及する訴えを、それぞれ昨年四月と六月に提起しました。

今後会社及び経営陣に対して、不当解雇の責任追及を行っていく所存ですので、多くのご支援をお願いします。

なお、弁護士団は小関、阿部、野呂、吉田、原田、花生の各弁護士です。

コロナによる不当解雇事件

弁護士 花生 耕子

株式会社コロナ（本社・愛知県小牧市）は、東日本大震災後、当時仙台市内において雇用していたアルバイター五六八名全員を解雇しました。

コロナは、仙台市内に二店舗（仙台コロナワールド、泉コロナワールド）の複合型娯楽施設を運営する会社です。

震災後、コロナは約一ヶ月半にわたりアルバイトに対して何らの指示も出さず、平成二三年四月二七日付けの書面により、東日本大震災を理由として、同年五月末での解雇を一方的に通告してきました。

そこで、アルバイトのうち一〇七名が宮城一般労働組合（全労連・全国一般加盟）に加入して会社側と団体交渉を行ってきました。

団体交渉では、解雇予告手当の支払いや、未消化の有給について要求を行いました。十分な回答を得ることは出来なかったようです。

その後、一番町法律事務所の小野寺義象弁護士を団長とした総勢六名の弁護士団が結成され、平成二三年一〇月二五日、一〇七名の組合員のうち一名について、仙台地方裁判所に対し、雇用契約上の地位が存在することの確認等を求める労働審判の申立てを行いました。

（当事務所からは、原田憲弁護士と私が弁護士団に参加しております。）

今後、さらに六六名についても労働審判申立てをするか否か、検討中です。

今回のコロナによる解雇はいわゆる整理解雇ですが、要件を全く満たさない、大震災に便乗した不当な解雇です。未曾有の大震災が起きたときだからこそ、より一層労働者の権利擁護が必要と考えます。

労働審判において、申立人にとってよりよい結果が得られるよう、奮闘する所存です。

労働事件ファイル

震災を理由にした不当解雇相次ぐ

知る権利、プライバシーが 危ない！ 秘密保全法制の 制定に反対を！

弁護士 野呂 圭

報道によると、政府は、今通常国会に秘密保全法案を提出する予定です。秘密保全法案の概要はまだ明らかになっていませんが、法案の基になるものとして、「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」が昨年八月八日にまとめた報告書があります。

報告書は、概要、①国の存立にとって重要な秘密情報を新たに「特別秘密」として指定し、②特別秘密を取り扱う者に対する「適性評価制度」を導入し、③特別秘密を漏えいしたり、盗んだりだまし取ったりした者を厳しく罰する、という内容になっています。

「特別秘密」の対象事項としては、国の安全、外交、公共の安全及び秩序の維持の三分野とされています。そうすると、自衛隊の活動状況や武器、非核三原則違反の有無が「国の安全」に関わるものとして、TPP関連情報が「外交」に関わるものとして、それぞれ特別秘密に指定されてしまうおそれがあります。また、原発関連情報も「国の安全」又は「公共の安全及び秩序の維持」に関する

ものとして特別秘密に指定されてしまうおそれがあります。特別秘密の指定は当該行政機関とされており、第三者がチェックする仕組みもないため、国の恣意的判断により特別秘密が拡大する危険があります。

「適性評価制度」は特別秘密を取り扱う者やその近親者のプライバシー情報を調査して、適性を評価するというものであり、プライバシー権や思想・信条の自由を侵害するおそれがあります。

また、特別秘密を漏えいした者だけでなく、不正な方法で取得した場合にも処罰されます。しかし、何が「不正な方法」かは一概には判断しにくく、マスコミ等の取材活動を萎縮させたり、ひいては私たちの知る権利を侵害するものとなりかねません。

仙台弁護士会では、昨年一二月一四日に、報告書が想定する秘密保全法制に反対する意見書を発表しました（仙台弁護士会のホームページに掲載されています）。また、来る二月一八日（土）午後一時から仙台弁護士会館において、高田昌幸氏（元北海道新聞記者、フリージャーナリスト）を講師にお招きして、秘密保全法制反対の市民集会を開催しますので、こちらにも振るってご参加願います。

法 律 相 談 の ご 案 内

当事務所では6の付く日（土日祝日などは前後します）に相談日を設定しております。また、週に1回、夜間相談日も設定しております。

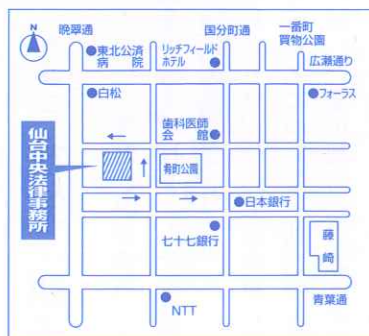
相談は予約制となっておりますので、事前に電話にてご予約下さい。

当事務所ホームページに相談予約メールフォームも新設しましたので、こちらからの予約も可能です。

《相談料》30分 5,000円

《連絡先》022(227)2291

《ホームページ》<http://www.s-chuho.com/>



原発問題・大集会のお知らせ

講演

放射能・原発事故と どう向き合うか

日時 2月16日(木) 18時開場 18時30分開会

場所 仙台国際センター大ホール
入場無料

講師 安斎育郎氏

(安斎科学・平和事務所所長 立命館大学国際平和ミュージアム名誉館長)

原発問題に関し、2月16日(木)午後6時から、仙台国際センターにおいて、安斎育郎氏（安斎科学・平和事務所所長／立命館大学国際平和ミュージアム名誉館長）を講師にお招きして大集会を開催します。皆様、是非ご参集願います。

主 催：自由法曹団宮城県支部

連絡先：仙台中央法律事務所